

## 半島振興広域連携促進事業実施要綱

策定：平成27年4月9日国国地半第52号

国土政策局長

改正：平成29年3月31日国国地半第23号

国土政策局長

改正：令和3年3月25日国国地半第23号

国土政策局長

改正：令和7年3月31日国国振半第26号

国土政策局長

### （目的）

第1条 この要綱は、三方を海に囲まれ平地に恵まれず、人口減少・高齢化の進行等に直面する半島地域の自立的発展に向けた地域間交流・定住の促進、産業の振興、防災・物流強化を図るため、半島地域の様々な主体が地域資源や特性を活かして実施する取組を道府県がパッケージ化して一体的・広域的に推進するソフト施策に対する支援を実施し、半島地域の自立的発展を図ることを目的とする。

### （事業の実施地域）

第2条 半島振興広域連携促進事業（以下「本事業」という。）は、半島振興法第2条の規定に基づき指定された半島振興対策実施地域（以下「半島地域」という。）を対象とする。

### （事業の対象）

第3条 本事業は次に掲げる事業を対象とする。

#### （1）交流・定住促進事業

地域の特性を活かし、経済的文化的諸活動を通じ、半島地域と他地域、また地域内の交流を図るために必要となる、又は、地域における創意工夫を活かし、半島地域における定住等を促進するために必要となる次のアからカまでの事業。

ア パンフレットの作成、WEB・アプリの作成運用、PR活動その他の地域情報の発信のために行う事業（簡易な施設整備を含む。）

イ インストラクター、世話人等の確保のためのシステムの構築及び同人材の育成のための研修その他の交流促進に資する人材育成のために行う事業

ウ 先進事例の調査、交流拡大のための手法検討その他の効果的な交流促進に資する調査検討のために行う事業

エ 体験学習事業、伝統芸能・伝統工芸体験事業、農林水産業体験事業、シンポジウム、体験モニターツアー、スポーツイベント、コンサートその他の交流活動の実施のために行う事業（当該交流活動におけるプログラムの検討・作成を含む）

オ UJIターン希望者のための相談窓口の設置、セミナー・フェアの開催、空家情報の提供、定

住・二地域居住体験ツアーの開催その他の定住・二地域居住情報の提供のために行う事業  
カ 移住・定住・二地域居住のための取組に係る研修実施、その他の定住環境の整備のために行うソフト事業（簡易な施設整備を含む。）

(2)産業振興事業

地域における創意工夫を活かし、地域資源を活用して実施する次のア又はイの事業。

ア 特産品開発のための調査、研究開発、研修の実施その他の特産品の開発のために行う事業

イ 特産品のブランド化支援、テスト販売の実施、広報活動その他の販売促進のために行う事業

(3)防災・物流強化事業

地域の地理的特性を前提とした広域での対応による防災強化を図るため、又は、災害時を見据えた効率的な物流強化を図るための、次のア又はイの事業。

ア 防災協定の締結や地域防災計画への反映その他の防災体制構築のために行う事業

イ 流通網・配送ルートの検討、運送管理体制の構築に資する取組、その他の地域全体の流通体制の整備のために行う事業

(事業の要件)

第4条 本事業は、原則として第6条に規定する半島振興広域連携促進事業計画を作成する道府県内の半島地域の区域内で実施するものとし、次の要件をいずれも満たすものとする。なお、営利をその本来の目的とする事業は、これを認めないものとする。

(1)複数の取組主体(第5条第3項に掲げる取組主体をいう。)が連携して実施する事業であること。

(2)広域的に実施される(当該半島地域内の複数の市町村の区域内で実施されることをいう。)事業であること。

(3)半島地域の発展、活性化に寄与するものであること。

(4)事業の実施に当たっては、地域住民の十分な協力が得られるものであること。

2 第3条第1号に定める交流・定住促進事業ア、イ、ウ及びオ、同条第2号に定める産業振興事業ア及びイについては、当該事業を半島振興対策実施地域以外の場所で実施することがより効果的であることが期待される場合に限り、当該地域外で実施することができるものとする。

(事業実施主体等)

第5条 本事業の実施にあたり、事業実施主体は、半島地域における複数の取組主体(以下「取組主体」という。)が行う取組を半島振興広域連携促進事業計画に取りまとめ、当該半島地域における本事業を実施するものとする。

2 事業実施主体は半島地域をその区域に含む道府県とする。

3 取組主体は次に掲げるとおりとする。

半島地域をその区域に含む道府県(以下「道府県」という。)、半島地域をその区域に含む市町村(当該市町村によって構成される一部事務組合を含む。以下「市町村」という。)、民間団体(道府県又は市町村に存する経済団体(商工会議所又は商工会、中小企業団体、観光協会、農業協同組合、森林組合、漁業協同組合等)、当該区域で活動を行うNPO団体等の地域づくりに関する団体、その他必要に応じ地域関係者)等で構

## 成された協議会

### (半島振興広域連携促進事業計画の作成)

第6条 本事業の実施にあたっては、別記様式により道府県が半島振興広域連携促進事業計画(以下「広域連携促進計画」という。)を作成し、国土交通大臣に提出して、その承認を受けなければならない。なお、広域連携促進計画は、原則として当該半島地域の関係道府県が当該半島地域単位で作成するものとするが、当該半島地域が複数の道府県で構成されており、かつ、当該半島地域に係る当該道府県内の区域が2以上の市町村によって構成されるとともに、当該半島地域の構成市町村数の5分の1以上を占め、広域的な取組を行うに十分な広域性をもっている場合には、当該半島地域のうちの道府県ごとに作成することもできることとする。

2 国土交通大臣は、広域連携促進計画の提出があったときは、以下の内容を審査し、広域連携促進計画の承認を行うものとする。

(1)第4条に掲げる要件を満たしていること。

(2)広域連携促進計画が半島振興法第3条第1項に規定する半島振興計画と整合性があること。

3 道府県が、広域連携促進計画の内容について以下に掲げる変更を行う場合には、変更後の広域連携促進計画を作成し、国土交通大臣に提出して、その承認を受けなければならない。

(1)事業目的又は成果目標の変更

(2)事業の内容の変更

ア 取組主体の変更

イ 事業の実施場所の変更

ウ 事業の実施時期(おおむね3箇月以内の時期の変更を除く。)の変更

(3)補助対象経費の配分の変更

ア 総事業費の2割を超える増減

イ 複数の取組主体間における流用(それぞれの取組主体の事業費のうちそのいずれか少ない額の2割を超えない額の流用を除く。)

### (半島振興広域連携促進協議会の設置)

第7条 本事業の円滑な実施に資するため、次の半島振興広域連携促進協議会(以下「協議会」という。)を設置するよう努めるものとする。

(1)協議会の構成員は、道府県、市町村及び民間団体とする。

(2)協議会は、以下の項目を定めた運営に係る規約を定めなければならない。

ア 名称

イ 目的

ウ 事業(業務内容など)

エ 委員(構成メンバー)

オ 役員及び職務(会長、副会長など)

カ 任期

キ 会議(審議内容など)

ク 会議の招集、運営

ケ 事務局

(3)協議会は、広域連携促進計画を推進しなければならない。

(採択基準)

第8条 本事業の採択に係る基準は次に掲げるものとする。

1 一般的基準

広域連携促進計画に定量的な成果目標が設定され、成果目標の達成に向けた工程が適切に設定されていること

2 事業別基準

(1)交流・定住促進事業

当該半島地域の人口減少の抑制、当該半島地域の定住人口・関係人口・交流人口増加等に寄与する事業であること。また、事業実施後においても当該事業が当該半島地域において継続して実施される可能性が高いものであること

(2)産業振興事業

当該半島地域の地域資源を活用する事業で、地域における新たな雇用の創出又は労働需要の増加に寄与するものであること。

(3)防災・物流強化事業

当該半島地域の地理的特性を踏まえた、防災・物流強化に寄与する事業であること

(他の事業との調整)

第9条 本事業の実施に当たっては、半島地域内の国及び地方公共団体等による各種施策との調整を図るものとする。

(補助率等)

第10条 国は予算の範囲内において、取組主体が広域連携促進計画に基づいて実施する取組に要する経費の1/2以内の額を合算した額を、事業実施主体である道府県に取組主体ごとの内訳を明示して交付するものとする。ただし、取組に要する経費を道府県が負担しない場合には、国は、取組主体である市町村からの交付の申請を受理し、当該市町村に補助金を交付することができるものとする。この場合において、第3項及び第4項並びに次条中「道府県」とあるのは「市町村」と読み替えるものとする。

2 事業実施主体である道府県は、前項で交付された経費を、示された内訳に即して取組主体に交付するものとする。

3 取組主体である道府県は、国が交付する補助金を財源の全部又は一部として、当該補助金の交付の目的に従って、市町村又は民間団体等で構成された協議会が実施する事業に補助金を交付することができる。

- 4 取組主体である道府県は、前項の規定により補助金を交付する場合は、国土交通省所管補助金等交付規則第5条に規定する事項に準じた条件を付さなければならない。
- 5 本事業の実施期間は、原則として3年以内とする。
- 6 自力及び他の補助によって実施中の事業を切替えて本事業の対象とすることは認めないものとする。

#### (事業実施後の措置)

第11条 道府県は、本事業の全てが完了したときは、実績報告書(半島振興広域連携促進事業費補助金交付要綱(平成27年4月9日付け国国地半第53号。以下「交付要綱」という。)の別記様式第8)により、本事業の完了した日(補助事業の廃止の承認を受けたときは、その承認の通知を受けた日。)から起算して1箇月以内又は補助金の交付の決定を受けた日の属する年度の翌年度の4月10日のいずれか早い日までに国土交通大臣に対し完了報告を行うものとする。なお、国土交通大臣は当該報告がなされた場合、交付決定に基づく本事業が適正に完了したことを確認するものとする。

- 2 道府県は、本事業の効果が十分に発現しているかどうかについて、的確に把握するものとする。

#### (事後評価等)

第12条 道府県は、原則として、成果目標の達成目標年度の翌年度の4月末までに、広域連携促進計画に定められた目標の達成状況等について、自ら評価を行い、第7条の協議会が設置されている場合は同協議会の意見を聞いた上で、国土交通大臣に報告しなければならない。

事後評価の結果、目標の達成状況が低調である場合(目標の達成率が70%未満である場合をいう。)、道府県は、その要因を分析し、推進体制の見直しなど目標の達成に向けた方策を内容とする改善計画を作成し、国土交通大臣に報告しなければならない(自然災害又は経済的・社会的事情の著しい変化等予測不能な事態の場合を除く。 )。

- 2 事業実施主体は、改善計画に従い、目標の達成に努めなければならない。
- 3 国土交通大臣は、目標の達成が見込まれない道府県に対して、重点的に指導、助言等を行うものとする。

#### (補助金の適正な執行の確保)

第13条 取組主体が民間団体の場合、道府県又は市町村は本事業の実施について総括的な指導・監督を行うとともに、必要に応じて、関係機関又は関係団体からの意見の聴取等を通じて、広域連携促進計画の推進体制を確立し、適正かつ円滑な本事業の執行を確保するものとする。

- 2 国は、本事業の実施について、総合的な推進体制を整備し、助言、指導その他の必要な援助を行うものとする。
- 3 国は、本事業の実施に必要な事項に関する調査等を行うことができるものとする。

#### (その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、本事業の実施について必要な事項は、国土政策局長が別に定めるものとする。

(附 則)

この要綱は、平成27年度予算の成立の日から施行する。

(附 則)

この要綱は、平成29年4月1日から適用する。

(附 則)

この要綱は、令和3年4月1日から適用する。

(附 則)

この要綱は、令和7年4月1日から適用する。

(別記様式)

〇〇〇地域半島振興広域連携促進事業計画

令和〇年〇月  
〇〇県

|                       |     |      |                           |              |
|-----------------------|-----|------|---------------------------|--------------|
| 1 事業名                 |     |      |                           |              |
| 2 事業目的                |     |      |                           |              |
| 3 事業概要                |     |      |                           |              |
| 4 事業内容<br>※適宜欄を増やして記載 | No. | 取組主体 | 事業内容(事業実施箇所、時期をあわせて記載)    | 備考(連携について記載) |
|                       | 1   |      |                           |              |
|                       | 2   |      |                           |              |
|                       | 3   |      |                           |              |
|                       | 4   |      |                           |              |
|                       | 5   |      |                           |              |
|                       | 6   |      | 取組No.ごとにその内容がわかる資料を添付すること |              |
| 5 半島振興計画との関係          |     |      |                           |              |
| 6 事業の成果目標等            |     |      |                           |              |
| (1)成果目標及び達成目標年度       |     |      |                           |              |
| (2)成果目標の達成に向けた工程      |     |      |                           |              |
| (3)成果目標の測定方法          |     |      |                           |              |
| 7 地域の概要               |     |      |                           |              |
| (1)位置及び自然条件           |     |      |                           |              |

|                            |  |
|----------------------------|--|
| (2)面積                      |  |
| (3)人口規模<br>及び推移            |  |
| (4)地域間交<br>流・定住の現<br>状及び課題 |  |
| (5)産業振興<br>の現状及び課<br>題     |  |
| (6)防災・物流<br>の現状及び課<br>題    |  |
| (7)地域全体<br>としての課題<br>及び問題点 |  |
| 8 課題解決のために本事業が効果的な理由       |  |
|                            |  |



## 9 収支予算

### (1) 収入の部

| 区 分     | 本年度予算額<br>(本年度精算額) | 前年度予算額<br>(本年度予算額) | 比 較 増 減 |   |
|---------|--------------------|--------------------|---------|---|
|         |                    |                    | 増       | 減 |
| 国庫補助金   |                    |                    |         |   |
| 道府県負担額  |                    |                    |         |   |
| 市町村負担額  |                    |                    |         |   |
| 民間団体負担額 |                    |                    |         |   |
| 計       |                    |                    |         |   |

### (2) 支出の部

| 区 分           | 本年度予算額<br>(本年度精算額) | 前年度予算額<br>(本年度予算額) | 比 較 増 減 |   |
|---------------|--------------------|--------------------|---------|---|
|               |                    |                    | 増       | 減 |
|               |                    |                    |         |   |
| ・・・の取組        |                    |                    |         |   |
| ・・・の取組        |                    |                    |         |   |
| ※4の取組No.ごとに記載 |                    |                    |         |   |
|               |                    |                    |         |   |
| 計             |                    |                    |         |   |

10 経費の配分(変更又は実績)

(1)経費の総括

| 年度             | 事業項目          | 全体<br>事業費<br>(A+B+C<br>+D+E) | 総事業費<br>(A+B+C<br>+D) | 負担区分             |                   |                   |                    | 補助対象<br>外経費<br>(E) |
|----------------|---------------|------------------------------|-----------------------|------------------|-------------------|-------------------|--------------------|--------------------|
|                |               |                              |                       | 国庫<br>補助金<br>(A) | 道府県<br>負担金<br>(B) | 市町村<br>負担額<br>(C) | 民間団体<br>負担額<br>(D) |                    |
| 全体計画           | ・・・の取組        |                              |                       |                  |                   |                   |                    |                    |
|                | ・・・の取組        |                              |                       |                  |                   |                   |                    |                    |
|                | ※4の取組No.ごとに記載 |                              |                       |                  |                   |                   |                    |                    |
|                | 合計            |                              |                       |                  |                   |                   |                    |                    |
|                |               |                              |                       |                  |                   |                   |                    |                    |
| ○年度・<br>第一年度   | ・・・の取組        |                              |                       |                  |                   |                   |                    |                    |
|                | ・・・の取組        |                              |                       |                  |                   |                   |                    |                    |
|                | ※4の取組No.ごとに記載 |                              |                       |                  |                   |                   |                    |                    |
|                | 合計            |                              |                       |                  |                   |                   |                    |                    |
|                |               |                              |                       |                  |                   |                   |                    |                    |
| ○年度・<br>第二年度   | ・・・の取組        |                              |                       |                  |                   |                   |                    |                    |
|                | ・・・の取組        |                              |                       |                  |                   |                   |                    |                    |
|                | ※4の取組No.ごとに記載 |                              |                       |                  |                   |                   |                    |                    |
|                | 合計            |                              |                       |                  |                   |                   |                    |                    |
|                |               |                              |                       |                  |                   |                   |                    |                    |
| ・<br>・<br>・    |               |                              |                       |                  |                   |                   |                    |                    |
| (必要に応じて追加すること) |               |                              |                       |                  |                   |                   |                    |                    |

(注)取組ごとの経費の内訳表を添付すること

## ○○○地域半島振興広域連携促進事業計画 工程表

| 事業全体           | ○年度・第一年度                                                    |      |        |      | ○年度・第二年度              |      |        |      | ○年度・第三年度 |      |        |      | ○年度・第四年度 |      |        |      | ... |
|----------------|-------------------------------------------------------------|------|--------|------|-----------------------|------|--------|------|----------|------|--------|------|----------|------|--------|------|-----|
|                | 4～6月                                                        | 7～9月 | 10～12月 | 1～3月 | 4～6月                  | 7～9月 | 10～12月 | 1～3月 | 4～6月     | 7～9月 | 10～12月 | 1～3月 | 4～6月     | 7～9月 | 10～12月 | 1～3月 |     |
| 事業全体のスケジュールを記載 | <div> <div>広域連携促進事業の実施</div> <div>県単独で更なる取組を実施</div> </div> |      |        |      |                       |      |        |      |          |      |        |      |          |      |        |      |     |
| 取組             |                                                             |      |        |      |                       |      |        |      |          |      |        |      |          |      |        |      |     |
| ...の取組         | <div>事業実施</div>                                             |      |        |      | <div>半島内の他地域に展開</div> |      |        |      |          |      |        |      |          |      |        |      |     |
| ...の取組         |                                                             |      |        |      | <div>事業実施</div>       |      |        |      |          |      |        |      |          |      |        |      |     |
| ※4の取組No.ごとに記載  |                                                             |      |        |      |                       |      |        |      |          |      |        |      |          |      |        |      |     |
|                |                                                             |      |        |      |                       |      |        |      |          |      |        |      |          |      |        |      |     |
|                |                                                             |      |        |      |                       |      |        |      |          |      |        |      |          |      |        |      |     |
|                |                                                             |      |        |      |                       |      |        |      |          |      |        |      |          |      |        |      |     |
|                |                                                             |      |        |      |                       |      |        |      |          |      |        |      |          |      |        |      |     |